

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
6月17日（火）	危機管理政策課	088-621-2711	大井・坂東

危機管理連絡会議の開催結果について

以下のとおり、危機管理連絡会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：令和7年6月17日（火） 午後1時から午後1時15分まで
- 2 場 所：万代庁舎3階 特別会議室
- 3 出席者：徳島地方気象台調査官、危機管理部副部長、危機管理部次長、健康寿命推進課長、健康寿命推進課副課長、消防保安課副課長、体育健康安全課副課長、安全衛生課副課長、各部局主管課副課長など計24名
- 4 協議概要：「熱中症をはじめとする暑さ対策」について

■徳島地方気象台から、「今後の気温の見通し」について説明

- ・向こう1週間の日最高気温は31℃～33℃の予想。
- ・2週間の最高気温は、平年と比べて「かなり高い」状態が続く見込み。
- ・向こう1か月（6月14日～7月13日）平均気温は、平年より「高い」確率が80%。
- ・3か月（6月～8月）の平均気温は、平年より「高い」確率が60%。

■健康寿命推進課から、「熱中症の注意喚起」について説明

1. 熱中症の注意喚起について
 - ・今後、熱中症警戒情報など、アラート発表の場合は、危機管理部と連携し、県SNSでタイムリーな情報発信を行い、引き続き県民への注意喚起を行う。
2. 熱中症の対策について
 - ・屋内での熱中症予防にはエアコンの利用が効果的であるため、夜間も含め、気温が高くなる時間帯にはためらわずエアコンを使用するよう、各方面への注意喚起をお願いしたい。
 - ・屋外においても、これから農作業やスポーツ、イベントの機会も増えるため、各種チラシを活用し、正しい熱中症の予防行動について、改めて関係者への周知をお願いしたい。
 - ・暑さに対してハイリスク者となる高齢者や、自分でこまめな水分補給が難しい乳幼児、小中学生については、本人が気づかないうちに危険な状態となることがあるため、周りの方からの水分補給や休養などの声かけが重要であることの再周知をお願いしたい。

■消防保安課から、「救急車の適正利用」について説明

- ・これから気温の上昇とともに熱中症のリスクは急速に高まり、熱中症による救急搬送が増加することで、県内の救急体制に大きな負荷がかかることが想定される。
- ・「救急車を呼ぶべきかどうか分からない」といった際には、平日の昼間に体調不安を感じた場合は、まずは、かかりつけ医にご相談いただき、夜間・休日においては、看護師等が電話で相談に応じる「#7119」（徳島救急医療・電話相談）や、「#8000」（徳島こども医療・電話相談）を活用することで、医療機関の案内や、救急車の出動要請に関する適切な助言を受けることができる。
- ・救急車は地域にとって限られた貴重な資源であり、症状が比較的軽い方の救急要請が重なると、1分1秒を争う重症者への対応が遅れてしまう可能性もあるため、県民の皆さまには、「救急車の適正利用」へのご協力をお願いしたい。
- ・緊急性が高いと判断される場合は、ためらわずに119番通報をしていただきたい。

■ 体育健康安全課から、「学校における熱中症対策」について説明

- ・ 県教育委員会では、文科省や他部局からの熱中症に関する情報を、速やかに学校に周知し、注意喚起するとともに、5月中旬に、小・中・高・特別支援学校教員、管理職、保健主事、部活動顧問、体育主任を対象に熱中症講習会を実施。
- ・ また、昨年5月に作成した県版の「学校における熱中症対策ガイドライン」概要版を県立学校や市町村教委に送付し、各学校の熱中症対策に活用していただいている。
- ・ 昨年度に引き続き、今年度も県立学校等に対し、「熱中症・対策動画」を送付し、球技大会などの学年末行事の実施までに視聴させるよう依頼する予定。

■ 安全衛生課から、「食中毒対策」について説明

- ・ 食中毒は、季節を問わず発生するため通年での注意が必要となるが、徳島県では、ここ数年は、6月から9月の時期に、毎年、食中毒が発生。
- ・ そこで、本県においては、夏場に多発する食中毒の発生防止を図り、積極的に食品衛生の向上を図る観点から、7月、8月を一斉取締の実施期間とし、関係施設への重点的な監視指導を実施。
- ・ 食中毒の予防には、食中毒菌を「つけない」「増やさない」「殺す」の3原則が重要。
- ・ 県民に対しては、食中毒菌を増やさないための「温度管理の徹底」等、食中毒予防の3原則について、周知啓発に努める。

■ 保健福祉部健康寿命推進課長から、各部局に次のとおり指示

○ 「熱中症への注意喚起」について

- ・ 熱中症は、県民一人一人の予防行動が重要であるため、引き続き、県民の皆様、関係団体に対して、注意喚起・啓発を行うこと。
- ・ 特に、高齢者や子どもなど、熱中症のリスクが高い方への見守りや声かけなどに、留意すること。
- ・ 「熱中症警戒アラート」発表の有無にかかわらず、熱中症のリスクは高まるため、県 HP や県公式 SNS を活用し、重層的かつタイムリーに呼びかけを行うこと。
- ・ また、県民の皆さまにおいては、「熱中症は防げる病気」として、自身や周囲の方の身を守る行動をお願いしたい。

■ 危機管理部副部長から、各部局に次のとおり指示

○ 「暑さに関する注意喚起」について

- ・ 各部局においては、「熱中症」をはじめ、今後予想される「暑さ」に起因する危機事象について、県民の皆様に対し、注意喚起・啓発を行うこと。

○ 「熱中症対策」について

- ・ 本年6月から、職場において適切な熱中症対策を行うことが、企業に対し、義務づけられていることから、それぞれの現場において、適切な対応がとられるよう、関係者への周知徹底を行うこと。

○ 「県公式 LINE 登録者の拡大」について

- ・ 熱中症をはじめとする注意喚起については、県公式 LINE で、県民の皆様周知しているところ。
- ・ 適時必要な情報を確実に受け取っていただくため、全庁を挙げて、県公式 LINE への登録促進を改めて行うこと。
- ・ 各部局においては、県民の皆様が参加するイベントはもとより、あらゆる機会を通じて、分かりやすい所にポスターを掲示するなど、登録促進に向けた啓発活動を徹底すること。